はじめに

例の増加には、 消費者政策の転換がみられる。 報化等に対応して、消費者保護から消費者の自立支援へと 済情勢の変化は大きく、インターネットトラブルや悪質商 近 その内容も多様化・複雑化し、若者が被害者となる 社会の高度化・国際化や規制緩和の進展、 消費者教育の一層の充実が求められる。 消費者を取り巻く社会・ 高度情

政策の在り方について』では、「消費者教育を受ける権利

-成一五年国民生活審議会による報告『21世紀型消費者

を盛り込んだ消費者の権利の明確化や、

消費者政策として

のあり方について」の要望書を提出、

政策として意識化さ

議会が文部省教育課程審議会に「学校における消費者教育

学校教育における消費者教育は、

昭 和六一

年国

民生活

者教育の政策化が明示された。 平成一七年策定の その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実す 費者政策の基本理念とされ、消費者は単なる保護対象では 費者基本法」では、「消費者の権利尊重と自立支援」 る等必要な施策を講ずる」ことと規定した。それを受けて なく権利主体であると明確化され、一七条で消費者教育に の消費者教育の在り方が提示された。平成一六年制定「消 ついて、国及び地方公共団体は「学校、地域、家庭、 『消費者基本計画』で生涯にわたる消費

000000

0

~消費者問題を中心に~

お

る消

費者

教

育

山

紀久子

茨城大学 本

教育学部

者教育支援センターが設立された。 の充実が提 れ たのち、 平成元年告示の学習指導要領で消費者教育内容 示され、 平成二年リソースセンターとして消費

載

者教育とその授業実践例について述べてみたい。 そこで、大学による消費者問題に対する学生へ 大学における消費者教育の担い手とし 0) ての消費 消費者

大学における学生への啓発活動の取り組 み

中心に述べてみたい。 :費者問題から学生を守るために、学生への防止対策を

(一)「楽しい学園生活を送るための読んで良かった安全な 入学時オリエンテーション配布 学生生活マニュアル」 (茨城大学学務学生生活課編)

る。

ており、その例を挙げてみる。内容は、〈からだと心の健 場合の対処法等をまとめた一 安全な大学生活を送るため、 〈交通事故の防止〉、〈安全な日常生活〉、 在学生向け学生生活支援情報雑誌として、 冊(A三判二九頁)を作成 あるいは危険・被害にあった 〈課外活動の安全 茨城大学では 康〉、

対策〉、

目から成る。その中で消費者問題について、

(施設と環境)、〈保険制度〉、

〈緊急連絡先〉

の七項

最後の

〈緊急連絡先〉では、

〈課外活動の

うにと注意喚起している。 講(ねずみ講)」行為とその罰則を記述し、そのような 六項目と、 も予防です。計画的学生生活を!』と注意喚起し、 相談場所・電話番号を記述している。③では、『「クレジッ 喚起を促し、 不要なものはきっぱりと断り、 問販売や割賦販売と称して、悪質商法が横行しているので、 まい話の九事例が示され、 安全対策〉 約し、支払えなくなるケースも起きています。 ト」は、 トを利用するあなたへが掲載されている。また②では、 ③消費者金融・クレジットカードに注意、 ールを受け取ったときは、 し、〈安全な日常生活〉には②うまい話には気をつけよう、 ⑫では、三事例の一つとして、 現金がなくても商品を購入できるため、 には、 カードに関する相談場所の電話番号を挙げて クーリング・オフ制度とその具体的手続きや 著作権違反のない演奏・上演につい 下宿先やアパートにおいて、 無視・破棄し、応答はしない 被害にあわないように注意 金品を伴う「無限連鎖 (1)インターネッ 後にも先に 対処法 て掲 Š

必ず報告書を学生生活課に提出するように促している。 事故に遭遇した学生や交通事故の当事者となった学生は 件・事故報告書の書き方の項目内容を具体的に示し、事件

事

緊急連絡先だけでなく、

(二)「あんこう博士の消費生活ゼミナール傾向と対策」(学 時配布) 茨城県消費生活センター発行

と、八人のタイプ別に八ゼミナールを設定。〈有料サイト ご用心〉〈マルチ商法は友人をなくす〉〈外国語教室やエス とば巧みなデート商法と二次被害〉〈キャッチセールスに の思わぬ請求〉〈インターネットオークションのワナ〉 どのタイプ?」、悪質商法はこんなあなたを狙っています を対象に実施した「第三回消費者教育教材資料の優 テを契約する前に〉〈本当にとれるの?資格商法と二次被 (二〇〇七年)」として表彰されたものである。 「あなたは の資料は、 |財 消費者教育支援センター が 行政 秀賞 機 関

件数を示し、 クイズを五項目設け、 アドバイスをわかりやすく記述している。 内容を示し、「ここがポイントじゃ!」とあんこう博士の トの意味ややり方等をあげ、 る 〈中古車契約にご用心〉についてマンガで問題商 最寄りの消費生活センターの場所を記述して 契約、 若者に多い消費者被害や相談 クーリング・オフ、 さらに クレジッ 「契約 法 0

つ

(III) | C-mail の広報誌春号(二〇〇九)

大学と学生が共同で企画・取材・年二回発行。 新生活

!

費生活センター

警察への相談を促すだけでなく、

事件

くの大学のホームページ上にも、

掲載されつつあるが、

犯意識 起をしていることがわかる。 信されたことを挙げ、このサービスの登録方法を示し、 盗事件や強制わいせつ事件が多発していることに関 う>として、 費生活センター、悪質商法一一〇番)の電話番号を記述 等のトラブルに巻き込まれたら、 ない、しつこく勧誘してくる、 審な点のあるアンケート調査や署名活動には応じない、 訪問者に対応する際の注意点として、 身を守るための四項目を挙げている。 様々な生活被害から身を守ろう!〉として、 項目の注意点を挙げると共に、大学近くで立て続けに起こ ている。 に連絡・相談する)を挙げ、 十分確認する、 ンケート調査や署名活動等に協力する際は、 た通り魔傷害事件情報が「ひばりくん防犯メール」で発 このように消費者啓発については、機会ある毎に注意喚 の向上と犯罪からの護身に役立てるよう促してい 秋号(二〇〇八)では、 茨大周辺の道路や住宅地で、 連絡先や住所等、 紙媒体だけでなく、 相談場所 脅迫のような要求をされ 警察や消費生活センター 個人情報を安易にもらさ < 犯罪被害から身を守ろ また、 四項目 (茨城県·水戸市 夜間に路 犯罪被害から 相手の身元 アパートへの (内容等に不 上強 る 兀

事故 もみられる。 の詳細や大学としての処分内容まで記述されているも

れ

大学における消費者教育

だろうか 大学における消費者教育調査には、 :費者教育の担い手としての大学教育はどうなってい 全国 の教育系 家 る 政

の消費者教育」がある。

消費者教育関連講義は一〇九校

「高等教育機

関

(五三・七%) で実施されていた。教育系は一一七校中四

八

系の大学二〇三校のシラバス調査を行った

文中に かる。 より家政系の実施率が高 題論」一一件で、 は「消費生活論」 五六二件で、家政系四〇〇件 校 (二八·八%) (四一・○%)、家政系は八六校中六一校 講義名に「消費」を含むものが二〇六件、シラバ 「消費者」 で、教育系での実施状況が悪いことがわ を含むが三五件で、講義名で最も多い 一六件、「消費科学」一一件、 消費者教育論」は八件、 0 7 7 (七一:11%)、教育系 消費者教育関連講義 (七〇·九%) 「消費者教育」 「消費者問 数 ス ĺ 0

> を含めた消費者教育が入ることが課題となろう。 なく、 教員が消費者教育を学ぶだけでなく、教員志望の学生に対 曲に、 の育成とともに家庭科等における免許取得科目に た授業方法の 大学での学習指導要領に基づく消費者教育関連科目だけで 率先力を身に付けることが必要となろう。 する教育系大学での消費者教育を充実させ、 で消費者教育が充実していないことがわかる。 道府県の自治体等の講座等で学ぶことが多く、 態調査」では、学校現場で消費者教育を実施しなかっ 成元年告示の家庭科学習指導要領以後、 〔四二・四%〕とある。教員は消費者教育教材・指導法を都 たが、 0 開講がされていない。 各科目に生産者・消費者・販売者の視点を取り入れ 消費者教育の指導をするための 教育学部_ 工夫が問 几 わ れる。 校中一 「学校における消費者教育 さらに消費者教育担当能 五校で消 研修に恵まれな 明 それ 費者 確に位 消費者教 には教 これは現 教育系大学 教 環境教育 育 置 関 づ た理 育系 it 育 0 連 実

り、 活環境学部」等では、 11 企業における消費者関連の職務、 る。 方、 生涯にわたる場面で役割を果たすことが課題とされ 家政系の 家政系大学では、 「家政学部」「生活科学部」「栄養学部」 消費者教育関連科目のない大学はみ 主に中・ 家庭や社会教育が主であ 高等学校の教 員 養 成

は四

件であった。

学は小・中学校の教員養成が主であり、

消費者教育は、

平

教育系大

査対象を教育系と家政系大学としているが、

特集 門家 費者、 テー に消費者関連科目は指定科目とされている。 東京家政学院大学では日本の消費者教育をリー

ことを期待したい。 費者関連教育・研究についての関心を高める方向へと進む 方が多少とも変わりつつある。 らかの形で結びつき、 談員・消費生活コンサルタント・ヒーブ等の資格取 費者教育関連科 Ħ が、 大学における消費者関連領域 消費生活アドバ このことが大学に イザー • 消費生活 おける消 心得と何 0 あ

n

あたらな

特に被服領域では衣料管理士資格取得の

ため

最近では、

消

相

三年次 ある。 ント)、 ジネスコミュニケーション、生活設計論、 科目は二年次: に行動するために消費者教育の講座プラン作成やプレゼン 育コースが平成二一 ション等に取り組む授業構成になっている。 (消費者教育アドバイザー)の育成を目的に消費者教 今後、 地球環境と消費者、 四年次:地域とくら 消費生活演習A 卒業生がどのような分野で活躍するか、 消費者教育、 年度新設された。 (食と人間)・B 消費者ビジネス演習A・B I I 家庭経済、 消費者として自覚的 卒業研究A・Bで 高度情報社会と消 リスクマネジメ (衣と人間)、 主な履 期待 ビ 修

]

お茶の水女子大学生活科学部では、平成一

八年度から「消

ている。 費生活アドバイザー」の消費生活に関する公的な資格を得 れ履修できる環境作りが進みつつある。 るためのキャリア支援プログラムを組んで学生支援を行 大学在学中に資格取得を意識して、 科目が開

成を目的にしている。 を実施している。消費者と企業または行政等の架け橋とし らの苦情相談等に対して適切なアドバイスをする人材の て、消費者の意向を企業に反映させるとともに、 ら委託を受け、消費生活アドバ 行政・法律知識、 産業能率大学では資格認定団体の 経済知識、 内容は、 イザ 生活基礎知識などである。 消費者問題、 ĺ (財 通信講座 日本産業協会か 消費者のため (通信教育 消費者か

ドする専

0

大学における消費者教育の授業実践から

「総合演習」での取り組

み

た後、 り上げている。 もに伝える」視点を含むものとして、 かを考え、 マを設定し、 教職に関する科目 携帯電話を題材にした注意喚起が多く、 子どもの発達段階に応じてどのように教えたらよ 対象を中学生としてパンフレット 見学・調査等を経て、 若者の消費生活相談の概要や見学 「総合演習」では社会全体に関わるテ 調べ 「消費者問題 た内容を 説明文だけで 0 作成を行 調 一子ど を取

犯罪防止--消費者 薬物問題について一

ンテーション後には、 二つ折り、 なくイラストを用いたQ&Aやフロ 三つ折り型、 学生による作品の相互評価を行って 携帯電話型等がみられた。] チ ヤート等、 プレ 形態も ゼ

(二) | 初等家庭科指導法研究」での取り組み

受けるだけでなく、命までも奪われる事件すらでてきてお 十分であったりしたことで、 誤りがあっては十分に役立つことはできない。説明書が不 にくいし 力が求められている。 達段階に応じて、 とをねらいとしている。 して生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てるこ 人差に応じた指導技法と知的資質を身に付け、子ども 家庭科は実践的・体験的な活動を通して、家族の一 衣食住生活に関連して、安心・安全が叫ばれて久しい。 等の不満も聞かれる。 興味・関心を引き出す授業力・教材開発 説明書に対して、「分かりにくい 一方、教師教育として子ども 消費者が多大な危険・危害を もし説明書が分かりにくく 員と 与見 0 0 発 個

> 作成、 よる作品製作に並行 者教育教材とし した取扱 衣領域でのミシンに このように、 エプロン等の い説明書の

手順 袋、 域でのポップコーン ラベル、 繊維製品の品質表示 ジャムビンのラ 書の作成、 マフラーの 食領

ベ ルや通信販売のち

らしの作成などを試みてい る。



ずれも消費者の立場だけでなく意図的

他に、

の立場から課題に取り組む授業設計

・実践を試みてきた。

に生産者

販売者側

大学における消費者教育の強化

そこで、

ると×」等の注意表示がみられた。

成を課題とした。

手作り説明書には

「塩素系のものと混ぜ

住生活領域であるエコ掃除グッズの製作とその説明書の作

教師教育の一環として、小学校家庭科教材として、

えられる。 大学として消費者教育を強化するには、 以下の二点が老



エコ掃除グッズとその取扱い説明書

特集 事件 ・犯罪防止一消費者・IT・薬物問題について一

ンター来所者に施設の案内、

簡易テスト、

講話等を行うな

師を派遣している。また、 費被害件数が多い現状に対処するため、 活センターのヤング講座では、若年者の悪質商法による消 を開催したり、 都道府県や市町村の消費生活センター等では、 講師派遣などをしている。 一日生活教室では、 無料で大学等に講 茨城県の消費生 学生等のセ 各種 講座

大学と消費生活センターなどとの連携強化

報費、 よる出前講座の拡大、 までの施設見学や学生による金融学習グルー を都道府県と市区町村の連携により展開 行政活性化交付金では、 らなる連携を強化することが可能となろう。 資料提供だけでなく消費者教育連絡会議を設置し、 消費者教育を支援している。 会場費等を支出できる可能性がある。 地域の消費者向け啓発講座の開催等 消費者啓発事業として、 今後三年間の地方消費者 Ļ そこで、 講師謝礼、 ブへの講 相談員に 、これ 師派 さ 広

2

月

大学・大学院で消費者教育を必修履修科目

責任が問 示制度」がこの四月からスタートした。 長く安全に使用するために、 食だけでなく、製品の安全・安心が問われ、 われてきたが、 使用 「長期使用製品安全点検・ 所有側の責任も問われるよ これまで製造側 事故を防ぎ、 表 0

> うになっている。そこで、消費者教育の担い手だけでなく、 など、大学独自でできることはある。 教養科目や、 般企業へ就職する学生も対象に、 教育専門職大学院等での必修履修科目とする 消費者教育を学部での 大学の独自性を出

文献

ことからも検討すべきであろう。

1 策の在り方について」内閣府国民生活 国民生活審議会消費者政策部会:「21世 局 紀型消費者政 平 成 五年六

者教育 (財 消費者教育支援センター:「高等学校機関 全国大学シラバス調査 平 成 一二年度文部科 |の消費

3 学省委託事業 三年三月 内閣府:「学校における消費者教育の実態調査 平成一三年三月

> 平 成

5 4 籍 る実態調査 山本紀久子:「自己責任を育てる消費者教育」 〔株〕三菱総合研究所:「消費者教育の講 平成一一年二月 平成一九年三月 師 育 成に関す H 本書

12